

## 【広島信用金庫 信交会員用】

# 団体保険募集 パンフレット集・加入依頼書記入例 (2026年)

## ＜パンフレット集＞

- ◆ 団体傷害総合保険(ケガの保険) ..... P. 1
- ◆ 新・団体医療保険  
(病気の保険、病気・介護の特約) ..... P.14
- ◆ 団体ゴルファー保険(ゴルファーの保険) ..... P.29

## ＜加入依頼書記入例＞

..... P.39

※信交会員の皆さまには、休業補償の保険の募集は行いません。

引受幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社  
取扱代理店：株式会社共和保険サービス  
保険期間：2026年2月1日から1年間  
申込締切日：2026年1月14日

※お手続きは代理店までお問い合わせください

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

広島信用金庫 信交会員の皆さまへ

# 団体傷害総合保険のご案内

傷害総合保険

団体割引適用により

**約31%**  
割引

( 内訳 )

団体割引 : 20%

優良割引 : 5%

範囲割引 : 10%



日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされた場合等に下記の保険金をお支払いします。

## 基本補償部分

### 万が一の場合(死亡保険金・後遺障害保険金)

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)。

### 入院補償(入院保険金)入院1日目から補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

### 手術保険金

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

### 通院補償(通院保険金)通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)

ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。



(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

# オプション補償

## 介護補償(介護保険金)

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ所定の要介護状態となった場合、事故の発生の日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して介護保険金をお支払いします。要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

## 被害事故補償(被害事故補償保険金)

- 死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費)
- 後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)

犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。

※自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

## 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付  
(日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

## 携行品損害補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

〈ご注意〉

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。

乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

## 補償内容(保険金額)と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、団体割引20%、優良割引5%、範囲割引10%)

補償内容と加入タイプ	個人プラン				
	TP01型	TP02型	TP03型	TP04型	TP05型
死亡・後遺障害	107.4万円	215.7万円	100.9万円	282.4万円	349.1万円
入院保険金日額	3,000円	6,000円	4,000円	7,000円	10,000円
通院保険金日額	1,500円	3,000円	2,500円	3,500円	5,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍				
介護保険金(年額)	—	—	120万円	180万円	240万円
被害事故補償	—	—	1,000万円	2,000万円	3,000万円
個人賠償責任(自己負担なし)	—	—	1億円	1億円	1億円
携行品損害補償 自己負担額：3千円(1事故につき)	—	—	30万円	30万円	30万円
一時払保険料	7,000円	14,000円	14,000円	21,000円	28,000円

## 補償内容（保険金額）と保険料（続き）

(保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、団体割引20%、優良割引5%、範囲割引10%)

補償内容と加入タイプ	夫婦プラン					
	TC01型	TC02型	TC03型	TC04型	TC05型	TC06型
本人	死亡・後遺障害	78.7万円	164.8万円	204.6万円	138.9万円	143.5万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円	6,000円	2,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍			外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	介護保険金（年額）	—	—	—	120万円	180万円
	被害事故補償	—	—	—	1,000万円	1,000万円
配偶者	死亡・後遺障害	50万円	150万円	190万円	100万円	130万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円	6,000円	2,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍			外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	介護保険金（年額）	—	—	—	120万円	180万円
	被害事故補償	—	—	—	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任（自己負担なし）		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害補償 自己負担金額：3千円（1事故につき）		—	—	—	20万円	20万円
一時払保険料		14,000円	21,000円	28,000円	14,000円	21,000円
						28,000円

(保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、団体割引20%、優良割引5%、範囲割引10%)

補償内容と加入タイプ	家族プラン					
	TF01型	TF02型	TF03型	TF04型	TF05型	TF06型
本人	死亡・後遺障害	151.8万円	238万円	193.5万円	139.8万円	92.6万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	5,000円	2,500円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	1,200円	2,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍			外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	介護保険金（年額）	—	—	—	120万円	120万円
	被害事故補償	—	—	—	1,000万円	1,000万円
配偶者	死亡・後遺障害	140万円	200万円	160万円	100万円	70万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	5,000円	2,500円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	1,200円	2,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍			外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	介護保険金（年額）	—	—	—	120万円	120万円
	被害事故補償	—	—	—	1,000万円	1,000万円
親族	死亡・後遺障害	140万円	200万円	160万円	100万円	70万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	5,000円	2,500円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	1,200円	2,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍			外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	介護保険金（年額）	—	—	—	120万円	120万円
	被害事故補償	—	—	—	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任（自己負担なし）		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害補償 自己負担金額：3千円（1事故につき）		—	—	—	30万円	30万円
一時払保険料		28,000円	35,000円	43,000円	28,000円	35,000円
						43,000円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。  
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

### 商品の仕組み

傷害総合保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

### 保険契約者

広島信用金庫

### 保険期間

2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時まで1年間となります。

### 申込締切日

2026年1月14日

### 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等

引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

### 加入対象者

広島信用金庫 信交会会員

### 被保険者

広島信用金庫信交会会員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。

【家族プラン】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【夫婦プラン】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人プラン】被保険者本人のみが保険の対象となります。

### お支払方法

2026年4月27日（休日の場合は翌営業日）に口座振替依頼書のご指定の口座より、引き落としさせていただきます。（一時払）

### お手続き方法

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の共和保険サービスまでご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 併せて、口座振替依頼書をご提出ください。
既加入者の皆さま 前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	加入依頼書のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は共和保険サービスまでお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

### 中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年2月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに振込みによる一時払となります。

### 中途脱退

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の共和保険サービスまでご連絡ください。

### その他ご注意

団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。また、ご加入年齢によりご加入いただける契約パターンに制限があります。詳しくは、共和保険サービスまでお問い合わせください。

### 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

・保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■ 「急激」とは、突然的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■ 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■ 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

### ◆◆◆ 傷害（国内外補償） ◆◆◆

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} 4\% \sim 100\%$
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000\text{日限度})$
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $\langle \text{入院中に受けた手術の場合} \rangle \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\langle \text{外来で受けた手術の場合} \rangle \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} (\text{事故の発生の日から} 1,000 \text{日以内の} 90 \text{日限度})$ (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金のお支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 $\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間(年)} (\text{事故の発生の日から} 181 \text{日目以降の要介護状態である期間})$ (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p>	<p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運転を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

### 被害事故 ◆◆◆ 被害事故補償(国内外補償)(注) ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。	
<p>①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金</p> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p> <p>(注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	
保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波</p>	<p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族</p>

### 賠償責任 ◆◆◆ 個人賠償責任(国内外補償)(注) ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	
<p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p>	
次ページに続く	

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

### 保険金をお支払いする主な場合

<前ページの続き>

- ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ・データやプログラム等の無体物
- ・漁具
- ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物
- ・不動産

など

(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ①故意   | ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害         |
| ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害                              | ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為                |
| ③地震、噴火またはこれらによる津波   | ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使        |
| ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任  | ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い         |
| ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任                                     | ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故        |
| ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 | ・置き忘れ(※2)または紛失                        |
| ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任  | ・詐欺または横領                              |
| ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任                                | ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み |
| ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任              | ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など   |

(※1)次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。

- ア. 主たる原動力が人力であるもの
- イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
- ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの
- エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

(※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

### 物の損害の補償 ◆◆◆ 携行品損害(国内外補償)(注) ◆◆◆

#### 保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。

(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。

(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。

(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

(注2)次のものは保険の対象となりません。

■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器

■動物、植物等の生物

■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品

■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

■漁具

■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物

■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

など

#### 保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの

⑤地震、噴火またはこれらによる津波

⑥欠陥

⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等

⑧機能に障害のないすり傷、塗料のはがれ等

⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故

⑩置き忘れ(※)または紛失

⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損

⑫楽器の音色または音質の変化

など

(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのござ

契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保

険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解除したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象

外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a> )
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

#### クーリングオフ

■この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入時における注意事項（告知義務等）

■ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違이がないか十分ご確認ください。

■加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

■死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入後における留意事項（通知義務等）

■加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

・この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

■団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めるすることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

■保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

■保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

責任開始期

■保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

・中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

事故がおきた場合の取扱い

■事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書 など
③傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担する事が確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

■前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 保険金をお支払いできない主な場合

■本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

■この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いるべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

1 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

2 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（※）までが補償されます。

（※）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

### 複数の保険会社による共同保険契約の締結

■この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	80%
東京海上日動火災保険株式会社	20%

### 個人情報の取扱いについて

■保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービス案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

**もう一度ご確認ください。**

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

#### 【家族プラン・夫婦プランにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

### 3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。

更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

広島信用金庫 信交会会員の皆さまへ

# 新・団体医療保険のご案内

(医療保険基本特約・疾病保険特約等セット団体総合保険)

割引率

**24 %**

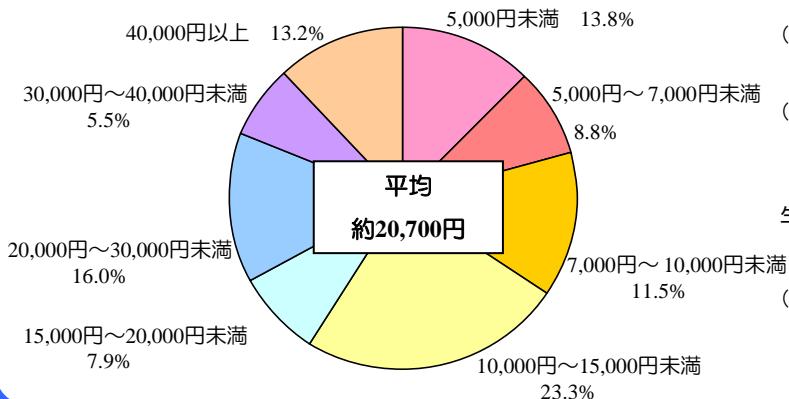
内訳  
団体割引：20%  
優良割引：5%



# ご存知でしょうか？

## 医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は平均約**20,700円**！



(注1)左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(※)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)も含みます。)

(※)高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含みます。

生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

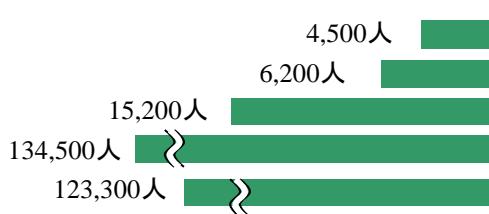
(注2)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/dl/100714a.pdf>)

## 病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

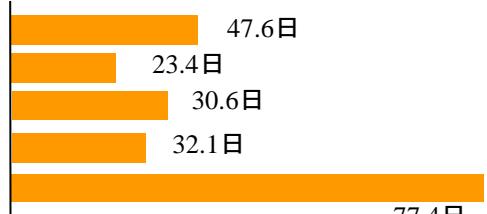
1人あたりの平均入院日数は平均約**32.3日**！

傷病別の推計入院患者数（単位:人／日）



[厚生労働省『患者調査』](令和2年)による

傷病別の退院患者の平均在院日数



平均の負担額と入院日数によると…

**20,700円×32.3日= 約668,610円**  
突然の高額出費で家計が大変なことに…。

# 医療費負担にそなえ・安心を提供します。

## 疾病補償プランの特長

日本国内外での病気による入院・手術を補償！

日帰り入院から補償！

日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です！

加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！

日本国内外での病気による通院を補償！

団体契約専用プランで割安！  
(団体割引20%、優良割引5%)

## 補償の概要

保険金の種類	保険金のお支払概要
入院	<ul style="list-style-type: none"><li>○日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い</li><li>○1回の入院で180日までお支払い</li><li>○ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償</li></ul>
手術	<ul style="list-style-type: none"><li>○手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外）</li><li>○入院中の手術：入院保険金日額の10倍</li><li>○外来の手術：入院保険金日額の5倍</li></ul>
通院	<ul style="list-style-type: none"><li>○継続して4日を超えた入院の退院後の通院で30日までお支払い</li></ul>



(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 補償の概要

保険金の種類	保険金のお支払概要
先進医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</li> </ul> <p>(※)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a>)</p>
三大疾病診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当した場合に三大疾病診断保険金をお支払いします。           <ul style="list-style-type: none"> <li>初めてがんと診断確定された場合</li> <li>がんが完治後、再発、転移した場合</li> <li>がんが新たに生じた場合</li> <li>急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、入院を開始した場合</li> </ul> </li> </ul>
介護一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償の被保険者(補償の対象となる方)が、病気・ケガにより公的介護保険制度における要介護2から5に該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態(注)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、介護一時金をお支払いします。</li> </ul> <p>(注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。</p>
親孝行一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。</li> </ul>

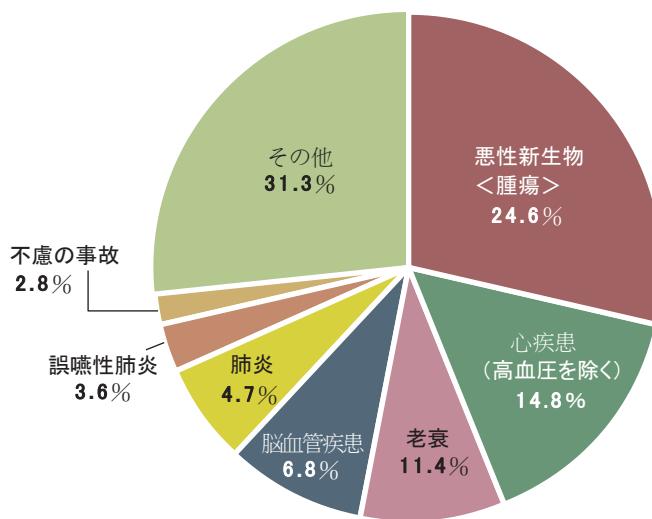
**日本人の死亡原因上位3位を三大疾病が占めています。**

日本人の死因のうち、三大疾病だけで約50%を占めています。

三大疾病に罹患する危険性は高いといえます。

三大疾病に罹患した場合、治療費の心配はもちろん、長期休職・休業を余儀なくされ、収入減となる可能性もあります。

【主な死因別割合】



<厚生労働省「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」>

## 補償内容と保険料

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引5%)

### 【基本補償】

補償内容と加入タイプ	TM01型	TM02型	TM03型
疾病入院保険金日額	1日につき5,000円	1日につき8,000円	1日につき10,000円
疾病退院後通院保険金日額	1日につき3,000円	1日につき4,000円	1日につき5,000円
疾病手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍　外来の手術：入院保険金日額の5倍		
年齢区分	一時払保険料		
満0歳～24歳	3,620円	5,690円	7,100円
満25歳～29歳	4,990円	7,870円	9,840円
満30歳～34歳	5,920円	9,340円	11,670円
満35歳～39歳	6,520円	10,260円	12,820円
満40歳～44歳	7,200円	11,300円	14,110円
満45歳～49歳	9,010円	14,150円	17,700円
満50歳～54歳	11,490円	18,060円	22,570円
満55歳～59歳	17,260円	27,010円	33,750円
満60歳～64歳	23,280円	36,400円	45,510円
満65歳～69歳	35,010円	54,820円	68,530円
満70歳～74歳（継続時）	51,690円	81,190円	101,490円
満75歳～79歳（継続時）	73,300円	115,210円	144,010円

### 【オプション補償】

補償内容と加入タイプ	TOP1型	TOP2型	TOP3型	TOP4型	TOP5型	TOP6型	TOP7型	TOP8型
三大疾病診断保険金	100万円	—	—	100万円	100万円	—	100万円	—
先進医療等（注）	—	500万円	—	500万円	—	500万円	500万円	—
（本人）介護一時金	—	—	300万円	—	300万円	300万円	300万円	—
親孝行一時金	—	—	—	—	—	—	—	100万円
年齢区分	一時払保険料							
満0歳～24歳	230円	440円	230円	670円	460円	670円	900円	—
満25歳～29歳	920円	440円	230円	1,360円	1,150円	670円	1,590円	—
満30歳～34歳	1,680円	440円	230円	2,120円	1,910円	670円	2,350円	—
満35歳～39歳	3,040円	440円	230円	3,480円	3,270円	670円	3,710円	—
満40歳～44歳	5,320円	440円	550円	5,760円	5,870円	990円	6,310円	160円
満45歳～49歳	8,590円	440円	1,360円	9,030円	9,950円	1,800円	10,390円	310円
満50歳～54歳	12,770円	440円	2,720円	13,210円	15,490円	3,160円	15,930円	610円
満55歳～59歳	19,380円	440円	5,700円	19,820円	25,080円	6,140円	25,520円	1,220円
満60歳～64歳	28,120円	440円	11,390円	28,560円	39,510円	11,830円	39,950円	2,510円
満65歳～69歳	38,540円	440円	19,520円	38,980円	58,060円	19,960円	58,500円	5,480円
満70歳～74歳（継続時）	55,330円	440円	41,480円	55,770円	96,810円	41,920円	97,250円	11,630円
満75歳～79歳（継続時）	71,980円	440円	87,030円	72,420円	159,010円	87,470円	159,450円	24,400円

(注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>)

(※1) 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。

(※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4) 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日・中途加入日時点の満年齢によります。

(※5) 新規加入の場合、満69歳（継続契約の場合は満79歳）までの方が対象となります。

【親孝行一時金支払特約をセットする場合】

・親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。

(※6) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※7) 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。

(2025年7月現在)

## 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客様（保険の対象となる方）自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」必ずお読みください。

### SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの新・団体医療保険もしくは傷害総合保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

#### ＜サービスメニュー＞

- 健康・医療相談サービス
  - 介護関連相談サービス
  - 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
  - 医療機関情報提供サービス
  - 専門医相談サービス（予約制）
  - 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
  - メンタルヘルス相談サービス
  - メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
  - 子どものお悩みほっとライン
- （注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- （注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- （注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
- （注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- （注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
- （注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
- （注7）応対者の指名はできません。
- （注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
- （注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- （注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

### 商品の仕組み

新・団体医療保険は、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等各種特約をセットしたものです。

### 保険契約者

広島信用金庫

### 保険期間

2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時まで1年間となります。

### 申込締切日

2026年1月14日

### 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

### 加入対象者

広島信用金庫 信交会会員

### 被保険者

広島信用金庫信交会の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

(新規加入の場合、満69歳までの方(継続加入の場合は満79歳以下の方)が対象となります。

※親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

### お支払方法

2026年4月27日(休日の場合は翌営業日)に口座振替依頼書のご指定の口座より、引き落としさせていただきます。(一時払)

### お手続き方法

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の共和保険サービスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。併せて、口座振替依頼書をご提出ください。
既加入者の皆さま	前年同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ちしのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

### 中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年2月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに振込みによる一時払となります。

### 中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の共和保険サービスまでご連絡ください。

### その他ご注意

団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

### 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### ◆◆◆ 疾病保険特約 ◆◆◆

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病 入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額× 入院した日数</b> </div>
疾病 手術保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1)保険期間中に疾病を被り、その疾病的治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 (※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</li> <li>②先進医療に該当する手術(※2)</li> <li>③放射線治療に該当する診療行為</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           &lt;入院中に受けた手術の場合&gt;疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額× 10(倍)            &lt;外来で受けた手術の場合&gt;疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額× 5(倍)         </div> <p>(※1)以下の手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行つたものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下の(1)から(4)までの制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合でそれらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</li> <li>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</li> </ul> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>
疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額× 通院した日数</b> </div>

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①故意または重大な過失          ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの          ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為          ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故          ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)          ⑥傷害          ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等<sup>(※2)</sup>の支払いの対象となる場合を除きます。          ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※3)</sup>のないもの          ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>以下同様とします。</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

### ◆◆◆ 三大疾病診断保険金支払特約 ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。	
①次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんと診断確定されたこと。 イ. 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。	
②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①故意または重大な過失          ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)          ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性          ④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

### ◆◆◆ 先進医療等費用補償特約(注) ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等 <sup>(※1)</sup> を受けたことにより負担した先進医療 <sup>(※2)</sup> の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。	
(※1)先進医療および臓器移植をいいます。	
(※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html</a>	

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①故意または重大な過失          ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの          ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為          ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)          ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの          ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故          ⑦地震、噴火またはこれらによる津波          (天災危険補償特約をセットしない場合)</p>	<p>⑧妊娠、出産          ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登 はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故          ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

### ◆◆◆ 介護一時金 ◆◆◆

#### 保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。  
なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1)  
②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合  
(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。  
(※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- |   |   |
|---|---|
| ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用<br>(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)<br>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) | ⑥先天性異常<br>⑦地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの<br>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの<br>など |
|---|---|

### ◆◆◆ 親孝行一時金 ◆◆◆

#### 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

(注1)本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上69歳以下(継続加入は79歳以下)の方となります。

(注2)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- |  |   |
|--|---|
| ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用<br>(治療を目的として 医師が用いた場合を除きます。)<br>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) | ⑥先天性異常<br>⑦地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの<br>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの<br>など |
|--|---|

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゆよう、腎孟炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雜音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症など
I群 婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できます。  
 ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途中での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。</p> <p>ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</li> <li>・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</li> <li>・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によるこをいいます。</li> </ul> <p>(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間 (疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いるべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a> )
放射線治療	<p>次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。</p> <p>ただし、血液照射を除きます。</p> <p>②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p>
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

## クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)(※1)には、告知事項(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。  
(※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

### ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同じと判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

### ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\* 告知事項について、事実を記入されなかった場合はまたは事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過しても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と解除原因となった事実間に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## 【疾病保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## 【三大疾病診断保険金支払特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないとにかくわらず、三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかつたものとして取り扱うこと)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかつた場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注)ご加入初年度の契約に待期期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

## ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めるることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病的影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

・中途加入の場合は、毎14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

・三大疾病診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約が

セットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

### 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出ください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③傷害または疾病的程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書など
④保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 【疾病保険特約】

■ 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

### 保険会社破綻時の取扱い

■ 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額されることがあります。

■ この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 個人情報の取扱いについて

■ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧いただけます。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

もう一度ご確認ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返りい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらかのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### 3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

広島信用金庫信交会員の皆さまへ

# 団体ゴルファー保険の ご案内

## 傷害総合保険

(ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット)

ゴルファー必須のワイドな補償！

- 練習・プレーも安心。他人への賠償も補償します！
- ゴルフ中の思わぬケガを補償します！
- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難等も補償します！
- 夢のホールインワン達成時には記念品の購入費用等をお支払いします！

夢のホールインワンから  
プレー中の思わぬ事故まで  
プレー中に補償します！  
ワイドに補償します！



割引率

約 31 %

団体割引：20%

優良割引： 5%

範囲割引：10%

保険契約者

広島信用金庫

加入対象者

広島信用金庫 信交会員

※配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族の方も被保険者として  
ご加入いただけます。

保険期間

2026年2月1日午後4時から1年間

申込締切日

2026年1月14日

お支払方法

2026年4月27日(休日の場合は翌営業日)に口座振替  
(一時払)

## こんな時、保険金をお支払いします

ゴルフ中の賠償事故



ゴルフクラブの破損



ゴルフ中にケガ



ホールインワン・アルバトロス費



- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。

(注)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。

- ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内のゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外來の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)

②ゴルフクラブの破損・曲損

(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。

- 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、次ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## ご加入タイプと保険金額・一時払保険料

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引5%、範囲割引10%、ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット)

補償内容と加入タイプ	P G S型	P G A型	P G B型	P G C型	P G D型
ゴルファー自身の傷害	死亡・後遺障害		200万円 (後遺障害保険金上記金額の100%~4%)		
	入院保険金日額		3,000円		
	通院保険金日額		2,000円		
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍　外来の手術：入院保険金日額の5倍			
ゴルフ中の賠償責任		1億円			
ゴルフ用品の損害(自己負担額なし)	30万円	30万円	30万円	20万円	10万円
ホールインワン・アルバトロス	100万円	50万円	30万円	20万円	—
一時払保険料	14,220円	8,180円	5,770円	4,020円	1,070円

◆団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款にゴルフ中のみの傷害危険補償特約、ゴルフ賠償責任補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
- 保険契約者:広島信用金庫
- 保険期間:2026年2月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日:2026年1月14日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者:広島信用金庫信交会員
  - 被保険者:広島信用金庫信交会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。  
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
  - お支払方法:2026年4月27日(休日の場合は翌営業日)に口座振替します。(一時払)
  - お手続方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の共和保険サービスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 信交会員の方は口座振替依頼書を併せて、ご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年2月1日午後4時までとなります。  
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに振込による一時払となります。
- 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の共和保険サービスまでご連絡ください。
- 团体割引:過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

傷害総合保険ゴルファープランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、ゴルファー自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

(注1)傷害総合保険ゴルファープランでは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合			
傷害 (ケガ)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外因の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。  <table border="1"><tr><td>死亡 保険金</td><td>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</td></tr></table>	死亡 保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	  <table border="1"><tr><td>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないものなど</td></tr></table>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないものなど
死亡 保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額				
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないものなど					
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。  <table border="1"><tr><td>後遺障害 保険金</td><td>後遺障害保険金の額= 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</td></tr></table>	後遺障害 保険金	後遺障害保険金の額= 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	  <table border="1"><tr><td>⑩(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</td></tr></table>	⑩(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
後遺障害 保険金	後遺障害保険金の額= 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)				
⑩(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。					
入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。  <table border="1"><tr><td>入院 保険金</td><td>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</td></tr></table>	入院 保険金	入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)			
入院 保険金	入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)				

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
傷害 (ケガ)	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">手術 保険金</td><td> <p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup>          ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p>〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)          〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。          創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> </td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">通院 保険金</td><td> <p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等<sup>(※)</sup>を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。          (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。          (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます</p> </td></tr> </table>	手術 保険金	<p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup>          ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p>〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)          〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。          創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	通院 保険金	<p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等<sup>(※)</sup>を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。          (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。          (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます</p>	〈前ページより続きます。〉
手術 保険金	<p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup>          ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p>〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)          〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。          創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>					
通院 保険金	<p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等<sup>(※)</sup>を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。          (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。          (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます</p>					
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負せたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金はお支払いの対象なりません。</p> <p>(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任          ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任          ③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任          ④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任          ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任<sup>(※)</sup>          ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任<sup>(※)</sup>          ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>				
ゴルフ用品 (注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に對して、時価<sup>(※)</sup>を基準に算出した損害の額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)          ②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害          ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害          ③置き忘れ<sup>(※)</sup>または紛失によって生じた損害          ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害          ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害          ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害          など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>				

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン ・ アルバトロス 費用 (注)	<p>日本国内にあるゴルフ場<sup>(※1)</sup>においてゴルフ競技<sup>(※2)</sup>中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)      ②祝賀会費用<sup>(※3)</sup>      ③ゴルフ場に対する記念植樹費用      ④同伴キャディに対する祝儀      ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。      (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p><b>★ご注意ください！</b>      キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合      ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合      ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合      ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合      (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用者(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス      ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス      ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス      など</p>

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html">(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)</a>
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【ゴルフ場】	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
【ゴルフ場 敷地内】	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
【ゴルフ用品】	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
【目撃】	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【傷害(ケガ)】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めるものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、ゴルファー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。  
(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとの認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
<他の身体障害または疾病的影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\* 中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。  
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出でていただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることあります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書  
同伴競技者1名<sup>(※1)</sup>、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名<sup>(※2)</sup>およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード(写)  
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。  
(※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。  
(※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただかず、もししくは④を提出いただくことが必要です。
  - ① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目指したゴルフ場従業員<sup>(※3)</sup>
  - ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目指したその公式競技の参加者または競技委員
  - ③ 同伴競技者以外の第三者<sup>(※4)</sup>が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目指している場合はその第三者
  - ④ ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)
- (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。  
(※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 8. 様数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	80%
東京海上日動火災保険株式会社	20%

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

### 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。
- また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただかず、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返戻い金・契約者配当金がないこと

もう一度  
ご確認ください。



### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

#### 【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

### 3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 株式会社共和保険サービス  
〒733-0006 広島市西区三篠北町18-1  
TEL 0120-480-119 : FAX 082-537-0580  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社(幹事) 損害保険ジャパン株式会社広島支店 法人第一支社 担当:宇都宮、道城  
〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン広島紙屋町ビル  
TEL 082-243-6201 : FAX 082-542-5597  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)  
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なる場合、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

## 【加入依頼書 記入例】

はじめに

前年と同一プランで継続の場合で、印字・記入内容に変更のない方は、加入依頼書の提出は不要です。

共通

- ◆住所、氏名に加え、赤枠内の記入をお願いします。
  - ◆被保険者(保険の対象となる方)欄は、加入者との関係に○をしたうえで、職種名をご記入ください。
  - ◆生年月日や性別の記入漏れにご注意ください。

### 新規加入の場合

※ご加入を希望する保険種類の型・口数(1口のみ)・保険料を記入します。

※被保険者を追加する場合も同様です。

※家族プラン：夫婦プランに加入する場合は、「被保険者1」欄に、本人を記入します。

		傷害総合保険		団体医療保険	
おすすめコース	型	口	型	口	
	円		フリーコースに ご記入下さい。	円	
前年同条件コース	型	口			円
	円				円
フリー コース	T P O 5型	1 口	型	口	
	2 8, 0 0 0円				円

<ご注意>

医療保険に新規加入の場合、医療保険の補償を増額・追加される場合は、加入依頼書の他に、**告知書の提出が必要になります。**

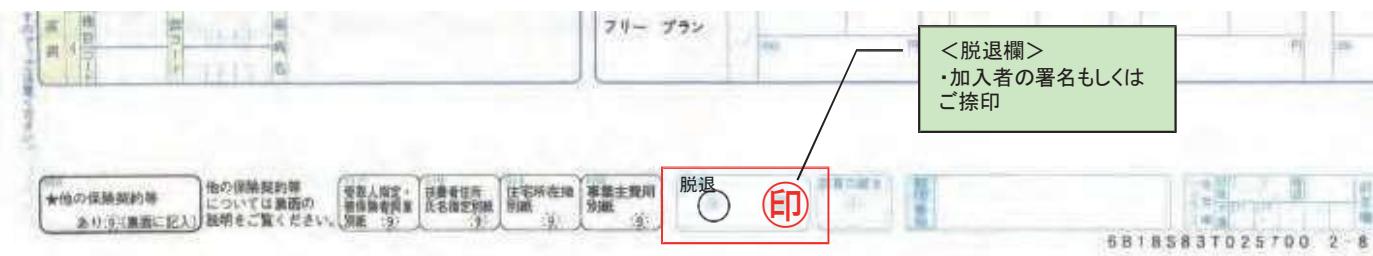
## コース変更の場合

例) 傷害総合保険 TP02型 1口 ⇒ 傷害総合 TP05型 1口へ変更

	傷害総合保険	団体医療保険	既加入打出を2重線消のうえ 訂正印を押印して下さい。
おすすめプラン	型□ 円	型□ 円	型□ 円
ご継続プラン	T P 0 2 型 14,000円	印 □ 型□ 円	□ 型□ 円
フリープラン	T P 0 5 型 28,000円	1 口	□ 型□ 円

## 脱退の場合

加入依頼書の最下段の真ん中の箇所にある「脱退」欄において、3に○をしたうえで、ご署名もしくは押印した加入依頼書をご提出ください。



## 告知書の記入

※医療保険に新規ご加入の場合、もしくは医療保険の補償を増額・追加される場合に提出が必要になります。

- ◆ 加入依頼書と同じ綴りのなかに、「健康状態に関する告知書」があります。告知書記入例を参考にご記入ください。
- ◆ 被保険者本人が自らご記入・ご署名・ご捺印ください。ただし、被保険者が15歳未満の場合は、親権者がご記入・ご署名・ご捺印ください。
- ◆ 加入される家族に代わって、申込みご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名・ご捺印いただくことも可能です(代理告知)。その場合は、被保険者との関係もご記入ください。